

令和3年2月16日
健発0216第2号
薬生発0216第6号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）の施行により、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関し、臨時の予防接種の実施について定められたところですが、今般、当該臨時の予防接種が実施されることとなったことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付健発0330第3号・薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

(1) 別紙様式1について、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する報告基準を追加する。

(2) その他所要の改正

2 適用日

令和3年2月16日